

依田学海逸文

白石, 良夫

<https://doi.org/10.15017/4741874>

出版情報 : 雅俗. 4, pp.132-136, 1997-01-31. 雅俗の会
バージョン :
権利関係 :



依田学海逸文

白石良夫

依田学海著作の目録は、『近代文学研究叢書』第一〇巻「依田学海」（昭和三三年刊）に載せるところのものが、いまのところもっとも充実している。むろん調査不十分のままのところも散見されるし、錯誤も見られはするが、今後、より詳しい学海の著作書誌の作成にあたっては、このリストが基となることは言をまたない。

右の目録は、ただし、学海の署名（別名もふくむ）があつて刊行されたものに限られている。遺稿草稿類については、たとえば無窮会などすでに所在の知られているものさえも、まだ手がついていない。それらの整理、目録の編集、さらには本文の紹介へとすすむこと、およびかくれた著作資料の探索も望まれる。

さて、ここに逸文と題して紹介する学海の文章は、右にいう著作類とはすこしく趣を異にする。すでに公刊物のなかに収められ、しかし筆者の署名がないため、これまで学海とは結びつけられてこなかったものである。拙著『最後の江戸留守居役』（ちくま新書）執筆の過程で拾ったもので、佐倉藩江戸留守居役人として幕府あるいは朝廷に提出するために作成した文書三通、および匿名で『中外新聞』に寄稿した一篇である。

うち前者は、いわば公文文であり、学海の人物と思想を個性的にかたるものではない。文案は学海であっても他人の手も入っているはず、あるいは相談のうえでの合作であろうから、どこまでを学海個人の発言とみなすかは、突きとめられない。

しかし、文学者学海が、幕末維新という政治の季節のなかで、動乱の時代に当事者として積極的にかかわっていた、その生の資料ということで興味ぶかいものがある。また、藩内にあつて外交問題に関する留守居の発言力は大きいし、他諸藩の留守居のあいだにあつても、学海の文才は認められていた（学海が京都滞在中、他藩の貢士が貢士対策所への策文を

学海に添削してもらいに来ている。他人の筆が入っていたり合作であつたりしたとしても、学海の間与は小さくはない。文学者以前の学海のすがたを垣間見ることのできる資料というにたりよう。

なお、これらの資料の詳しい背景、また、ことの顛末などに関しては、拙著を参照されたい。

①藩主上京拒否奏上文（在京幕府宛て）

『復古記』卷五所収。

大政奉還を勅許した朝廷は、全国の諸藩の藩主に上京を命じた。それを受けた諸藩の多くは、朝廷の意図をはかりかねて、なかなか決定を下せないでいた。江戸の諸藩邸でもその対応に苦慮し、とくに譜代諸藩は徳川家との関係もあつて、藩論は二転三転するところもあつたが、結局、帝鑑の間詰め譜代三八藩が、徳川家に忠節をつくすという意味で、藩主の上京を拒否することに決定し、その奏上文を学海が作成した（『学海日録』慶応三年一月九日に「此日、閣老・伝奏に上りて君侯上洛を辞し給ふべき書を草して政事府に上る」とある）。

此度、從朝廷被為召候旨、伝奏衆ヨリ御直達御座候得共、私共儀ハ、朝廷へ奉対候而者陪臣之身分ニ而、公儀ヲ被差置、御直ニ御用可有之筋者有之間敷処、此度之御大改革ニ付、定而意外之御用向モ可有之哉、万一御沙汰之品ニ寄、御当家へ奉対、臣節ヲ失ヒ候場合ニ立至リ候而者、上者神君様以来御歴代様御神靈へ奉対、下者私共祖宗先靈へ対シ申訳無之、且被召寄候上者、朝廷ヨリ御政務向御下間被為在候様承知仕候間、右一々御答申上候様成行候而者、陪臣之身分相立不申、何分ニモ御請之儀当惑仕候。右次第柄ニ付、応召上京仕候モ其詮無之、依而、乍恐家老一人ヲ以、此段哀訴仕候。幾重ニモ伝奏衆マデ被仰達可被下候。伏而奉懇願候。以上。

十一月

②藩主上京拒否奏上文（朝廷宛て）

『復古記』卷五所収。

①は在京の幕閣に宛てたものであるが、こちらは朝廷（武家伝奏）宛てで、内容的には異なるところがない。

③慶喜助命嘆願狀

『復古記』卷四二所収。

二通の奏上文を持参して、佐倉藩重臣平野知秋（はじめ随伴に学海が指名されたが、島田謙介に変更）と小浜藩重臣岡見左膳が相前後して江戸を発して上京した。だが、在京の將軍も幕閣も諸侯の上京を望んでゐたため、この江戸での決定は、ほとんど反故同然となり、平野らも翌年の鳥羽伏見の戦にまきこまれて一月に江戸に帰ってくる。

鳥羽伏見の戦で劣勢になって大坂から江戸に逃げ帰った徳川慶喜は、朝廷にたいして恭順の意をあらわし、江戸城を出て上野東叡山寛永寺に屏居した。それと並行して各方面に、朝廷への減刑助命の嘆願を依頼していた。江戸の諸藩邸でも、徳川氏救済のための哀訴状を新政府に提出しようという動きがおこり、なかで、譜代四〇数藩の連署による運動が大規模であった。江戸佐倉藩邸がその中心となり、哀訴嘆願の状を作成しそれを持参して上京したのが、佐倉藩家老の倉次甚大夫と留守居の学海であった。

慶応四年三月二日に太政官に提出した。が、裁定権は東海道を下向中の総督府にあるということで拒絶され、また同盟から脱退する藩がでるなどして、この運動はその月のうちに中止となった。

謹而奉申上候。此度、私共御用被為在候ニ付、上京可仕旨御達御座候得共、從來私共儀者、徳川家累代之家人ニ而、朝廷へ奉対候而者陪臣之身ニ而御座候間、主家ヲ差置、御直御用御請申上候而者、第一君臣之大義ニ相戻リ候姿ニ相成、何共以奉恐入候。且被召寄候上者、御政務向御下問被為在候様承知仕候。右一々御答申上候様成行候而者、陪臣之身分相立不申、何分ニモ御請之儀当惑仕候。右次第柄ニ付、応召上京仕候而モ其詮無之、依而、乍恐隸臣一人ヲ以、此段哀訴仕候。何分ニモ螻蟻之微衷御洞察被下置、都而是迄之通、徳川家臣僕之御取扱ニ被成下候様、泣血奉懇願候。恐惶誠惶頓首敬白。

十一月十六日

謹テ奉言上候。私共儀、先祖以来徳川家臣属ニハ有之候得共、普天率土、王臣王土之儀ニ有之、況ヤ累代過分之官位爵秩頂戴罷在、奉蒙莫大之天恩候得共、今般御政事御一新之折柄、

泣血流涕奉哀懇願候。恐惶敬白。

④京都発の一書生よりの書翰

『中外新聞』外篇第六号（慶応四年四月刊）所収。
拙著の扉にその写真を掲げておいた。

『中外新聞』は、慶応四年二月創刊の佐幕派新聞。
幕府開成所の教授たちで組織する会訳社の発行になる。

この年二月二〇日に江戸を発して官軍に遭遇しながら東海道を上る書生からの投稿、という形になっているが、この一書生が学海であることは、道中の記事の内容が『学海日録』と一致することによって、判明する。

末尾の英人傷害の記事は、日記にはないが、イギリス公使パークスが襲われた事件である。

○京師へ遊学せし或一書生よりの書翰書抜

去る二月廿日、江戸出立。道中滞なく、廿三日、駿河府中宿一泊の節、橋本・柳原両鎮撫当宿迄下向の確説承知いたし、同廿四日、藤枝の宿にて、薩長の人数洋服を着し手銃を携へ、

万分之神補モ無之、恐惶戰慄罷在候。然ルニ、去ル正月三日、不料モ徳川氏当主、入朝之折柄、先驅之者共、行違ヨリ、意外之及戰爭、近畿之地ニ於テ礮煙ヲ動シ候段、承知仕、一同驚愕失措罷在候處、終ニ此度奉蒙御宸怒、御追討被仰出候段、実ニ当主不束ヨリ生候事、今更弁疏可仕様モ無之候得共、元來当主儀ハ、先年来、先朝非常之寵眷ヲモ奉蒙、決テ忒心無之段ハ天地神明モ照覽被為在、億兆人庶モ承知仕候儀ニ御座候。乍然一時号令不敵処ヨリ、右等之不始末ニ及候段ハ、重々奉恐入、坂城モ急速退去、江戸帰城後モ恐惶謹慎罷在、先祖墳墓之仏寺ニ閉居候次第、私共、徳川氏恩意ヲ受罷在候身ニ取候テハ、実ニ片刻モ坐視傍觀罷在候ニ不忍、何卒天地覆載之御仁慈ヲ以、寛宥之御処置、被仰出候様仕度奉願候。乍然、私共徳川氏ニ附属罷在候身分ニテ、今般之儀、如何様ニモ諫争抑止可致筈之処、隔地罷在、其儀ニ不及段、多罪之身ヲ以歎訴仕候段、非分ヲ不顧、奉恐入候得共、何分ニモ前文申上候。当主謹慎恐惶之儀モ有之、且ハ徳川氏祖先、奉對朝廷、恭順之道ヲ尽シ、乱ヲ戡シ治ヲ致シ、奉安宸襟候微勲ヲ思食不被為捨、何卒格外之御恩典ヲ以、寛恕之御沙汰被成下候ハ、独徳川氏再生之御恩沢而已ナラズ、関東諸州百万之生靈、鋒鏑之難ヲモ相免レ、盛代御復古之御盛意ニモ可被為叶哉。乍恐、螻蛄纖芥之微衷、御酌取被下置、幾重ニモ御執奏之儀、

東下するにあふ。日坂に至れば、紀州の勢、駅中に充満す。掛札皆、御親征御用としるし有^レ之。廿五日、掛川を発し袋井に至る。肥後・備前の兵充満す。天竜川を渡るとき、両鎮撫の行軍に逢ふ。錦の直垂^{ひたれ}に立烏帽子騎馬にて、藤堂の兵、之に従ふ。皆赤地の錦の短冊を以て袖印^{そでしるし}とし、白に黒く菊の紋を染出したる旗二、三流を持せる。浜松・吉田の兵は見送りとして之を護衛す。鎮撫の後に一ツの箱を荷ふ。即ち鎮撫総督御朱印と記し有^レ之。同廿六日、今切の渡しを過ぎ吉田駅に至れり。こゝに、親征の大都府有栖川帥宮熾仁親王、本陣をすへ給ひて、筑前の大兵之を護衛す。甚厳重なり。往来の士人を探索する事、亦厳敷候。張番は三宅備後守の兵なり。御本陣は、菊の紋付たる紫の幕を引渡し、錦の御旗三流^{みながれ}を立てらる。廿八日、宮^{みや}に至りしに、風様宜からずして舟を出さず。已^やを得ずして一泊し、漸く晦日に京師に着す。此日、英人参内を許され、其旅宿南禅寺より三条の暇を過る時、突然として一人の男子出来り、刀を振ひて英人四、五人を傷付^{きず}、又警固の武士数人を傷けたり。英人は深手にて、死にも至るべしといふ。男子は、事の成るによりて自殺して死す。警固の士、其首を取り去る。此日、見物のもの群集せしかば、其騒ぎ名状すべからずと云々。